町村が条例で引き下げ可能にし

団の農地の考え方を緩

いわ

ゆる道連れ解除を

を300平方㍍を下限として市

律500平方景の面

積要件

きる項目が盛り込まれている。

買

ている。

の一部改正では、

生産緑地地区

法律案のうち、

生

産緑地法等

部を改正する法律案を検討し、

今通常国会に提出することとし

度」を設け、

「買取り申

出

法案として、

玉

土交通省は予算関 都市緑地法等の

しかしながら、

他

臣及び国土交通大臣に提出した。

る法律案についての意見」を会長専決で決定し、

大阪府農業会議はこのほど、「都市緑地法等の

一部を改正す

わ

れている。

内閣総理大

開発には業者へ

`負担金制度

者からのアプローチが多く、

して改善を求めるとともに、生産緑地の開発にあたっては業生産緑地制度改正案で示された「特定生産緑地制度」に対

対する負担金制度を設けて抑制すべきだとした。

生産緑地改正で意見提出

特定生緑制度」

### 大阪府農業会議

大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp

## 発行人 中 谷

## お受け取

金

事  $\bigcirc$ 

決定 -----2 収入保険制度の導入

----2面

都市

緑地法等の

一部を改工

正する

法律案についての意見

記以下全文

改正へ -----3面

記 主 な

農地法等検討会 ---4

あり、

30年の生産緑地制度を

10年に改めて更新できる制

にすること。

行制度に屋上屋を架すもので

特定生産緑地」

制度は現

JAバンク大阪へ

A で

### JAバンク大阪(JA/信連)

IJ

とした者が大半にのぼってお

納税猶予の対象となっていない 産緑地所有者には、様々な業 相続税 30 も激しくなり、 農地所有者への不動産投資勧誘 かかわらず、相続対策と称した住宅需要の減少が叫ばれるにも

入路等が確保されて、

年を経過せずに買取り申出が行 が国は人口減少社会に転じ、

犯川

市農地がさらに減少すると懸念 化と相まって、このままでは都

相続税の課税強

2

生産緑地の開発に当たって

力を働かせ、

部を都市農地保全や都 徴収した負担 市金止た開

計 一画では、 建築物

は農業者による買い取り請 求

農業振興等に充当すること。 発業者に対する農地保全の 権を規制するのではなく、 めの負担金を制度化して抑

特定の工作物の建設を目的と する土地の区画形質の変更」

利用となる事例が増加して 可を必要としない資材置き 都市周辺においては開発 従って、 計画無き開発

北川

%に過ぎず、 30年経過により買取り申出を行 者に対して行った調査によると、 国農業会議所)と生産緑地所有 おうと考えている農業者は約16 市農政対策協議会(事務局・全 奴り申 出は考えて 「わからない

わからない

考え方が示されている。 農業会議が全国農業委員会都

いて、新たに「特定生産緑地制 始時期を10年延長する」などの 30年が経過する生産緑地につ (3面に関連記事) 指定か 一の開 30年経過後早い時期に 買取り申出をしたい 16.0% 当面買取り申出は

39.6% 生産緑地の指定から30年経過した場合の

買取り申出の意向

(平成27年度 有効回答数536人)

都市農政対策協議会 調べ

全国農業委員会

考えていない

44.4%

3 加し、結果として無秩序な土場、露天駐車場への転用が増 を開発行為と定義しているた は認めないとの前! 開発

限すること。

行為の定義を見直

の設置を制

## 収 保険制度の導入決定

# 3月15日までに青申申請を

減少を補てんする制度。農業共 制度も含めて、 険制度」の導入が盛り込まれた。 業・地域の活力創造本部におい に加入する。 済制度やナラシ対策などの類似 の農産物の販売収入全体の収入 て決定された「農業競争力強化 う農業者を対象とした「収入保 プログラム」に、青色申告を行 昨 年 12 収入保険制度は、 月、 政府の農林 任意でいずれか 農業者ごと 水産

販売収入の平均)の9割 以上の青色申告実績がある場 た額の9割が補てんされる。 者ごとの過去5年間の農産物の 合)を下回った場合に、下回 当年の収入が基準収入(農業 従来の農業共済制度では、 **(5年** 

対象となる品目は限定されてい 然災害による収入減少が対象だ なども補てんの対象となる。ま が、収入保険制度では価格低下 収入保険制度では、 補償の

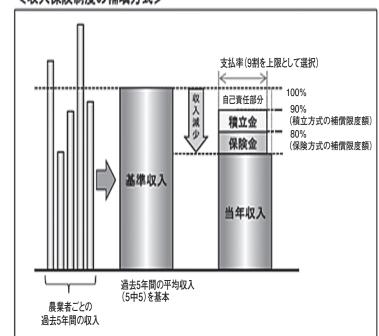
把握する意図から、5年以上の 青色申告実績がある農業者が基 方式を含む)実績が1年分あ **本。ただし、青色申告** 加入対象者は、収入を正確に (簡易な

要がある。

申告を行うことができる。 告承認申請書」を提出すること までに最寄の税務署に「青色申 を始める個人の場合、3月15日 青色申告 加入可能となっている。 平成29年分の所得から青色 (簡易方式を含む)

話す。 営者のセーフティネットとし SAI大阪) 度の普及に取り組んでいく」と 業経営者ごとの収入全体を見て 総合的に対応しうる収入保険制 「NOSAIでは今後、農業経 府農業共済組合連合会 品目の枠にとらわれず、農 の石﨑会長は、

<収入保険制度の補塡方式>



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

# 青色申告に様々なメリット

収入保険制度などの要件にも

を算出して税務署に申告する必 を把握し、それをもとに所得税 常的に帳簿をつけることで所得 は青色申告を通じた経営管理の 合理化が求められている。 個人事業主である農家は、 農業経営の安定を図るため 農業者の簿記記帳、ひいて 日

> どが白色申告と 届け出の有無な 作成書類や事前

色

申

記の手法に基づいて申告に係る 営上の様々なメリットがある。 状況の把握にも繋がるなど、 の控除をはじめ、赤字の繰り越 となっている。 資料を作成する。 し、日常的な記帳によって経営 なり、 青色申告では、 申 告に係る準備が煩雑 しかし、所得税 原則は正規簿 方で、 経

告は 告することも可能。 な単式簿記の手法に基づいて申 の対象額が限定されるが、 簡易

る点も挙げられる。 様々な制度・施策の対象になれたもののほか、農業に関わる メリットについては先に述べ

業者の青色申告の実践を更に推 が要件となっており、 進していく。 では今後関係機関と連携し、農 色申告を行う農業者であること 収入保険制度についても、 農業会議 沼田田 青

60%。

## 月間農政ファ イル

50億円 初予算の水準まで回復。 係は、 活用の直接支払交付金は31 政権に移行する前の21年度当 5772億円となり、 第2次補正予算とあわせると 年度比5・2%増)。 を含めると4020億円 業・農村整備事業は関連対策 閣議決定された。農林水産関 12 2兆3071億円。 21 (前年度比2・2% 来年度の予算案が 今年度 民主党 水田 (前

定を結んだ。 業法人協会は、 談対応などで連携するとの協 12 21 農研機構と日本農 研究や技術相

03万2000%。 区域内の農地面積について調 4700分 査結果を公表。今回では、 12・26 農水省は、農用 大阪では、

年の荒廃農地面積について調 万4000龄、 査結果を公表。 12 · 26 農水省は、 全国では、 大阪では、 平成 28

の改正を含む

の改正を含む「都市緑地法等の改正などを踏まえ、生産緑地法

玉

土交通省は平成29年度税制



### 生産緑地制度改正へ

### 評価される面積要件緩和 疑問が残る特定生産緑地

## 緩和(生産緑地法) 生産緑地地区の面積要件を

引き下げられることとする。 関する都市計画の面積要件 る一団の農地の考え方を緩 生産緑地の都市計画におけ すことができることとする 場合に、一団のものとみな 和し、物理的に隣接してい 市町村は、 なくても一定の範囲にある (都市計画運用指針)。 一定の範囲内で条例で 生産緑地地区に

※相続税の納税猶予は適用対 ※右記緩和をした場合も生産 生産緑地地区に設置できる 地地区内の農業用施設と同 緑地に係る税制措置を適用 固定資産税は生産緑 農家レストラン、 ●都市緑地法等の一部を改正する法律案の

2

施設を追加(生産緑地法)

直売所、

加工施設を追加する。

画

「像の文字を消して、

入力しました。

### 概要(抜粋)

### 都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

○生産緑地地区の一律500㎡の **面積要件**を市区町村が**条例で** 引下げ可能に(300㎡を下限)

(税) 現行の税制特例を適用

○生産緑地地区内で直売所、農家 レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫

○新たな用途地域の類型として 田園住居地域を創設

(地域特性に応じた建築規制、農 地の開発規制)

## 3 経過した生産緑地地区の措置・都市計画決定の告示後30年 (生産緑地法)

## 《背景等》

常国会に提出する予定となって

部を改正する法律案」を今通

に係る制度改正案の概要は次の

この法律案のうち、

都市農地

平成34年には約8割の生産 年を経過。 緑地が都市計画の告示後30

※主たる従事者が死亡等した

《方向性》 されなくなるおそれ。 続税納税猶予など)が継続 生産緑地に係る税制 次世代に相続する際の相生産緑地に係る税制措置

同意を得て、 市町村長が、 定期間延長できることとす 買取り申出の開始時期を一 必要な場合に、 所有権者等の

たな用途地域の類型を創設地環境の保全を図るための新機地と宅地が混在する市街 (都市計画法、 建築基準法

宅地需要の沈静化や都市住 と位置づけ 地を都市にあるべきものへ 民の都市農業に対する認識 基本計画)。 の変化等を踏まえ、 (都市農業振興 都市農

市街化区域内で農地が多く 分布する住居専用地域にお てるには特定行政庁の許可 いては、農業用施設等を建

(一定規模未満の開発は

関連する税制措置について

場合の取扱いは変更なし。

《方向性》

降に対応。

は、

平成30年度税制

改正以

低層住居と農地が混在する 居住環境及び営農環境の急 地域と同様とする。 制は、既存の低層住居専 物の容積率、高さ等形態規 地域内の宅地における建築 とする。 農地の開発に係る許可制度 激な変化を抑制するため、 農業用施設等の立地を可能 を設ける。当該地域では、 良好な住宅市街地の環境の 保護を目的とした用途地域 甪

### 中 間 管理 休農地対策推進で 権の基準明 確

農地法等検討会

3回農地法等業務推進検討会を リムローズ大阪で平成28年度第 長)は12月20日、大阪市内・プ (会長・山口柏原市農委事務局 大阪府農業委員会職員協議会

> かった。 に設定する予定が多いことが分 期を2月初旬から3月中 関して検討。委員募集時 基づく新制度への移行に 会議ではまず改正法に

する協議の勧告に関して検討。 このことに関しては、遊休農地 及び農地中間管理権の取得に関 このほか、農地利用意向調査

> 間機構が協議をふまえて取り扱されるよう、府、農業会議、中 対策等の事務処理が円滑に推進 いを決定することとしている。

以外についても、利用意向調査 する旨の意思表明があった場合 等から農地中間管理事業を利用 の制定について」では、所有者 して「「農地法の運用について」 農地法第34条及び第35条に関

供を行うこととしている。 理機構に農地の状況等の情報提 を実施した場合には農地中間管

> 膨大な情報量となるため、農委・ の全てを情報提供した場合には

中間機構の双方に過大な負担と

なり、

遊休農地対策の仕組みが

上手く機能しない恐れがある。

農業委員会は農地中間管理機構 準に適合するか否かについて、 が速やかに回答するよう求める て農地中間管理権を取得する基 さらに、この情報提供に対し

か等の意見が出された。

(田村)

(田村)

効率的に対応できるのではない

にも接道条件等を確認するので

されれば農地利用状況調査の際

検討会では、基準が明確に示

こととしている。

く買主に移転するとされ、 利用意向調査を実施した農地

宮﨑弁護士講演

## 地 法 研

己氏。 内・プリムローズ大阪で農地法 弁護士会所属の弁護士の宮﨑直 研修会を開いた。講師は愛知県 農業会議は12月20日、 大阪市

## 転用許可処分の性質

質を持つ。つまり、本来国民が 地法は禁止しているが、4条1 せるものであると言える。 項許可はその禁止を解除する性 有する転用行為の自由を回復さ 用行為という事実行為を農

効力を生じない」と規定されて の性質を兼ね備えており、 を受けないでした行為は、その 上の許可(禁止の解除)と認可 (補充行為)の性質を持つ。 5条1項は4条と3条の両方 3条7項では 「第1項の許可

> 条許可を受けることで契約当事 生しないが、補充行為である3 であるが、3条許可は許可と認 講学上は認可と呼ばれる。当然 効力を完成させるものであり、 者間の法律行為を補完し、その を受けなければ効力は発 約を締結しても3条許可 いる。 耕作目的で売買契

> > 転用許可と民法上の問題点

## 許可条件違反

の性質を併せ持つ。

項 の条件とは、行政処分の付4条7項、5条3項(3条5

持たせるものである。付款 に発生、 定める停止条件と同条2 件は民法127条1項に 撤回権の留保があり、 には条件、期限、 であり、行政処分の内容 処分の付随的な意思表示 款である。付款とは行政 消滅等の効果を 負担、

> れて解釈すると混乱が生じるた る。停止条件にしろ解除条件に 項 しろ、民法の原則(定義)を離 に定める解除条件となってい 厳格な運用が必要である。

が非農地化した場合、農地の所 たが、5条許可を受けることな 地化の問題が挙げられる。転用 く時間が経過し、売買目的農地 目的で農地の売買契約を締結し 問題点の一つに、農地の非農 権は5条許可を受けることな 相続未登記農地を調査 し、昨年12月に調査の実態調査」を実施 結果をとりまとめ 登記名義人が変更さ て相続が発生しても 「相続未登記農地等

## 相続未登記懸念

集約化を進める上で阻害要因の を把握するために実施されたも ような相続未登記農地等の状況 府内農地の2割弱 つとなっている。調査はこの 担い手への農地の集積・ れず権利関係が不明 確となるケースが増

農地につ

911分, 大阪では、 未登記のおそれのあ 相続未登記農地 が

裁の判例も同様の解釈をとって 業委員会を通じて 農林水産省は、 最高 農 e V る。

33%(府内農地面積比 る農地が1722%で、 **%)となった。** 計 2 6 18 0

## 適切な相続対策を

ず、担い手への農地の集積を図 の円滑な相続という点のみなら で都市農業の継続と振興を目的 る上でも非常に重要である。 適切な相続対策は、各経営体で 修会の実施に取り組んできた。 相続対策の相談窓口の設置や研 大阪府農業会議では、 全国農業会議所と連携して

催について広く募っており、 村や農業者団体など研修会の開農業会議では引き続き、市町 後とも府内の農業者に対して相 対策を推進していく。

地

域

の事

情を知る委員の役割

組合長、 地区の農業委員、

遊 同市農林課職員の9名で巡 休化が確認され 当日は、 昨年度の調査で た農地

### 農地利用状況調査報告

区で農地パトロー かけて市内の計10地 橋長俊彦会長) 高槻市農業委員会 11月から12月に ル

地を重点的にチェック。

日の調査でも遊休化している これらの農地については、こ 化しているとの報告を受けた農

や

協議会のメンバーから遊休

高槻市農委

手地区のパトロ を実施。11月29 区の遊休農地対 日に行われた磐 -ルでは、 同地

農委事務局職員、 メンバーである 地区実行

策協議会の構成

回を行った。

## 

住宅に隣接する遊休農地(阪南市)

は、11月10日から22日

市農業委員会

(土井浩

会長) 阪南

名で巡回した。 し、農業委員1名、 取中地区のパトロールを実施 ロールを実施。 にかけて全19地区の農地パト 18日には、鳥 事務局2

速やかな指導で遊休化を防ぐ 阪南市農委 ている農地を重点 わたって遊休化し この 日 は長期に

方法について協議した。 している現場を前に今後の解 巡回した農地の中には、 的に巡回。 遊休化 個人

引くほど解消が難しくなり、 された。放置している期間が長 が必要となっているものも確認 では復元が難しく、重機の使用 そ

との議論がなされた。 うなる前に手を打つ必要がある また、隣接する住宅に寄り

この

日巡回した草竹委員

農地を貸し出すと本当に戻って一農地の貸借については、一度

懸念が示された。 地もあり、これについては委員 苦情に繋がる可能性が高い」と から「速やかに改善しなければ かるように雑草の伸びている農

> る。そういった部分も含めて正 区内で残っている印象を受け くるのか、という誤解が今も地

しく周知をしていく必要がある。

には乗せられないという状況。 、農地中間管理事業等の制度阪南市は、農業振興地域がな

明する。 すのは難しい部分がある」と説 者も多い。外的要因で条件の悪 域では、そのような事情を知る ものもあり、 れたことで耕作条件が悪化した 様子が確認された。 くなった農地について耕作を促 の農地が地上げ 地区の委員は「地 (盛り土) さ 周

調査の後、 一回した農業委員

からは、「

るのではないか」といった意見 関が解消に向けて動く必要もあ 件の悪い農地は、 情を考慮した指導が必要」、「条 けるよりも、 が出された。 所有者の抱える事 律に耕作を呼び 行政や関係機

## 後継者のための仕組みづくり 農業を仕事として選択

勉会長)は、12月8日に農地パ としてのパトロール結果を踏ま 程度の規模で存在している区域 えて、今回は、 中心に現地確認を行った。 ロールを実施した。日常活動 大阪狭山市農業委員会 遊休農地がある 中林 今

> 後所有者に文書 指導等を行う予 定である。

> > を h

大阪狭山市農委 い茂り、 も確認した。もともと雑草が生 より遊休農地が解消された場所 が今回はきれいに 不法投棄もあった場所 整理されてい また、指導に

事前に事務局から管内の遊休農地について説明(高槻市)

取得し、 治体が考えていかなければなら 事として選択できるようなシス されないこともある」と話す。 管理されていたが、 テムを構築するため、 でいない人が相続により農地 併せて、「後継者が農業を仕 離れているために管理 市内に住 国及び自

東野

なら近所の迷惑にならないよう

中林会長は、「10年ぐらい前



沼田

指導により改善された遊休農地の前で (大阪狭山市)

## 選

表彰式

# 内農業者3名を表彰

状が手渡された。 武彦氏、大阪狭山市の中村惠俊れた。当日は、泉佐野市の戸野 業者等選賞事業表彰式」が開か 荘滋(そうじ)氏の3名に表彰 府農業生産・経営高度化優秀農 (しげとし) 氏、大阪市の田中 月 大阪府庁で「大阪

とあいさつ。 な取り組みを推進していく」 ダーとしての役割が期待され 経営を行い、地域農業のリー 彰者3名はいずれも特徴的な 境農林水産部長が る。今後も大阪農業の発展の 冒頭では、大阪府の石川 農業者を支援する様々 2 「今回の表際の石川環

業

時

報

阪

農

が各受賞者について講評を述大学経済学部の大西敏夫教授 部有識者の代表として和歌山その後、選定に携わった外

という府内では珍しい野菜の栽 れた農業経営を展開している点営農にかかる困難を乗り越え優 培に取り組み、また、 葉物野菜に加えスイートコーン 戸野氏については、 都市部の 水ナスや

長史会長)は12月13日、

こん (松下

大阪府農業経営者会議

員が出席した。

を挙げながら説明した。

庫、農林中央金庫の職

日本政策金融公

最近の法律問題

一で研究

修会

をはじ、

大阪信連、

JA全農大 JAバンク

経営者会議

なときどうする~最近の法律問

題から~」と題した研修会を開

中村氏については、 ブドウ 0)

催。

研修には、

経営者会議会員

る

氏。

冒頭、

によりオリジナ 術と新しい発想 ル品種の開発に 地で独自の技

栽培に取組み、 弱野菜やなにわの伝統野菜等の 取り組んできた点や、 振興基本法が施行される中、軟 を挙げた。 化に先駆的に取り組んできた点 田中氏については、 都市部で先進的 6次産業 都市農業

食品

の適正

な期

限

の設

### 今回受賞した3名を囲んで ループに対し、適切な期限設定 業化に取り組む農業者や加工グ 修会」を共催した。 事務所と「賞味期限に関する研 を指導することで安全な農産加 この研修会は、管内で6次産

会、大阪府南河内農と緑の総合

大阪府担い手育成総合支援協議

1月18日、

大阪府農業会議は、

センター代表取締役の吉田諭氏(公財)大阪食品衛生協会検査 工品づくりに資するもので、 約30名が参加。

当

な経営を続けてきた点を説明し

農産物は、  $\stackrel{\circ}{\vdash}$ た。 その後、 お礼の品としても好評をいた 戸野氏は、 受賞者3名がコメン 地元のふるさと納税 「生産している

重要と語っていた父に倣い、 思う」、中村氏は「農業は土が PRに貢献できることを嬉しく だいており、 分も有機物を主体とした土作り

に取り組んできた。大変だがそ 泉佐野市の農業の 自

賞味期限に関する研修会 定を じですか?賞味 の考え方と実例~ご存 が 期限の設定方法 食品の期限設定 (消

た情報の提供、の4点を期限表 続いて、平成17年に国が示した 費期限」の定義について説明。 と題して講演を行った。 参照、④消費者等から求められ する食品に関する試験結果等の 数(注)」の設定、③特性の類似 ②食品の特性に応じた「安全係 の特性に配慮した客観的な項目 ガイドラインに基づき、①食品 示を設定する際の基本的な考え (指標)を設定した試験の実施、 吉田氏は、「賞味期限」 と 「消

露するなど和やかな雰囲気 最近、社会を賑わしている

てお馴染みの澤登(さわ 活笑百科」の顧問弁護士とし 講師は、NHK「バラエティ 番組の裏話を披 のぼ やってはいけないことや、 拘束から、 不祥事を起こした場合の身柄の 社会人として絶対に 裁判の流れと個人的

とそれぞれ話した。 更に研鑽を重ねていきたい」、 業経営で苦労することも多く、 ただいたが、まだまだ日々の農 田中氏は「今回表彰を 番という確信を持って

沼田田

の試験で得られた結果に掛けられり短い期限を算出するため、前述限について、安全性を重視し、よ(注)安全係数:製品に表示する期 品衛生管理を今まで以上に徹底討されていることに触れ、「食ップ」の導入の義務化が国で検 することが求められている」と 生管理の国際基準である「ハサ 行えば良いか、 ジャムなどの加工品について、 産されるドレッシング、 参加者に呼びかけた。 どのような項目を設定し試験を 方として述べた。 その後は、 吉田氏は講演の中で、 実際に南河内で牛 順番に紹介した。 食品衛 沼田田

相談等について、具体的な実例 事件や弁護士に寄せられる各種 もし 合の仕方や費用などの話もあ ことのない生々しい話に、 損失など、日頃あまり耳にする 活に関わる法律問題を理解する 者は真剣に聞き入っていた。 最後に、弁護士に相談する場 出席者には、 日々の社会生 出 席

(光崎)

良い機会となったようだ。

地方独立行政法人大阪府立環

新団体会員代表者紹介

### 府 施 策 意 員 八任期申 見、都 市農業要請決定 合わせも審議

## 第5回理事会

興にかかる農委・JA代表者集 及び2月24日開催の都市農業振 府知事に提出する「平成29年度 ーで第5回理事会を開いた。 JAバンク大阪信連事務センタ 大阪府農業施策に関する意見\_ 理事会では、2月8日に大阪 大阪府農業会議は1月17日、

> を決定した。 都市農地保全にかかる要請(案)」 会で上程する「都市農業振興

る申し合わせ」についても審議 日の第138回総会に上程する 会議諸規程改正のほか、3月17 一役員任期等の取り扱いに関す また、理事会決定事項の農業

した。

することとした。 薦した場合には、 たに理事候補者を農業会議に推 ある理事・監事は、農委会長の 任又は各地区農委連合会が新 申し合わせでは、 辞任届を提出 農委会長で

した場合、辞任届を提出する。 関・団体における役職等を辞任 ついては、出身母体となる機 農委会長でない理事・監事に ただし、いずれの場合でも辞

> 事・監事の身分は継続する。 任 の後、 再任された場 合 は 理

> > 能地

区連

を提出することとした。 任の事務局長が就任するとき 兼ねている場合、4月1日に新 また、専務理事が事務局長を 専務理事及び理事の辞任届

12月から1月にかけて各地

東市農委で研

修

修正した。 会議所からの指導を踏まえ一部 受けていたが、その後全国農業 ては昨年10月の理事会で承認を 役員任期の申し合わせにつ 北川

梶田豊中市農委会長)

①1月20日、

②豊中市・ホテ

③鈴木専務理

事

○豊能地区農委連合会

(会長

議事務局出席者)。 開催日、②開催場所、 を行ったものは次のとおり(① ち農業会議が出席し、情勢報告 委員研修等が開かれた。このう

③農業会

兼事務局長 ルアイボリー、

○大東市農委

(橋本順昭会長

①1月13日、

②同市役所、

(3)

募集を行ってい

農大で就農の夢実現

一次募集

報

業技術者や就農など進路希望に 攻実習で「農業技術研鑽コース」、 「農業実践コース」として、農

受付は今月末まで は、2年生の専 農業大学校で

والمالي الماليات والمالها والم 四條畷市長に東氏 泉大津市長に南出 氏

校では、平成29年度学生の二次 境農林水産総合研究所農業大学

南出泉大津市長

東四條畷市長

出賢一氏が1月13日付けで泉大 挙の投開票が行われ、新たに南 津市長に就任した。 昨年12月19日、 泉大津市長選

選挙の投開票が行われ、新たに 付けで四條畷市長に就任した。 東(あずま)修平氏が1月20日 また、1月15日、四條畷市長

両氏は就任日と同日付けで泉 府農業会議の団体会員代 四條畷市からの届出に

> る。 に向け、サポートを行ってい 実させ、スムーズな就職・就農 あわせたコースを実施している へのインターンシップなども充 ほか、就職セミナーや農業法人

く 本年度は二次募集の人数が多 「広き門」となっている。

> 3月卒業見込みの者。 集人数は8人程度。受験資格 2月1日(水)から28日(火)。 二次募集の願書受付期間 高等学校卒業者または29年 は、 募

> > 鈴木専務理事兼事務局長

月10日(金)。 学業期間は2年。 試験日 は 3

まで。

(大阪府立環境農林水産

(電話072・979・7032)

総合研究所農業大学校提

供

詳しくは、農業大学校事務室

ることは全く知らなかった

本厄の者が世話

頒

たって脈々と受け継がれて

活路は開かれない。

何十年、

受け継がれていることに感銘を

一連絡協議会幹事。

いものを取り込んでいかねば

世の中の変化に合わせて新

### 大 阪 産 もん

加

工

# 学校給食関係者にPR

係者向けに大阪市内で実施した 学校給食会が府内の学校給食関 給食物資展示会で、大阪産(も 年 12 加工品を展示するブースが 月22日、 (公財)大阪府

> の大阪産の利用促進に取 設けられた。 大阪府は、 学校給食

普及を目的に設置されたもの。 工品について府内でより一層の り組んでおり、 スは、学校給食会が取り扱う加 当日展示された大阪産の加工

今回の展示ブー

にした商品は初めて知った。 い」、「みかんを皮ごとペースト が、水煮されていると使いやす 訪れた府内学校給食関係者から の水煮、など全14品。ブースを 大阪みかんの缶詰、 ふき

するメニューを考えたい」 「生ふきは下処理が面倒だ 活 と

事もなく無事に過ごせれば厄年を迎えた。一年間、何 とであった。 れて久しいが、昨年末、地 と願うばかりである。 から参加してほしいとのこ 氏神神社で厄払い式をする に連絡があった。年明けに 元の旧友から二十数年ぶり 私は学生時代に地元を離 私事で恐縮だが、

ける立派な式典となった。 が一堂に会してご祈祷を受 方々も併せて総勢50人ほど も兼ねていたため還暦・古 め9人の同級生と、 雪の日であったが、 加してきた。近年まれな大 私はこのような式典があ から白寿までの長寿の 先日、その厄払い式に参 私を含 福寿式

> まな業界の中小企業等の支援を きと共に感慨深いものを感じた。 している。 ントとして、農業を始めさまざ きた伝統行事であると聞き、 ところで私は経営コンサルタ 於

こと。どの業界にも言えること 行く末は経営者次第だという 常々感じるのは、やはり企業

ていく。何が「本質」かはよく な答えがある。「本質」 何を変えていくかの選択だ。 し、それ以外は変化に対応させ に伝統を引き継いでいっている。 ど、姿かたちを変えながら、巧み しく思われるが、ここには明確 そこで大事なのは、 年と生き残っているもの 何を残し は残 難 ほ

守るべきもの、

産地経営サポート 代表 中小企業診断士 変えていくべきも 東 松

英司

0)

(とうまつ

えい

だが、 呼ばれる分野であっても、過去 残っていくのは難し ば、 に挑戦していく経営者でなけれ のやり方や考え方にとらわれ たとえ伝統技術・伝統工芸と 厳しい外部環境の中で生き 失敗を恐れず新しいこと

樵

考えるとよいだろう。 業診断士などの専門家と一 吟味する必要があるが、 中小企 緒に

聞く。このような声が聞かれる そ者」)を拒み、 者や農業参入者 ところでは、地域外からの移住 ねばならない」という声をよく (あるいは農地を) 守っていか 農業支援の現場では「地域を (いわゆる「よ あるいは条件

> とであるべきである。 はなく、地域を活性化させるこ の担い手に押し付けているよう れるが、まさにその通りだろ そ者」「若者」「ばか者」と言わ 化に重要な役割を担うのは「よ や壁で外からの侵入を防ぐので な事例が往々にして見受けられ が悪く生産性の低い農地を少数 溶け込ませ、地域に愛着を持つ を守ることと言えるのだろうか。 る。果たしてそれが、地域や農地 人を増やすべきである。 「地域を守る」こととは、盾 よそ者を受け入れて地域に

理できるよう、 きである。担い手が効率よく管 理を行き届かせることであるべ 要なところを優先的に残し、 なって後押しすべきである。 存の農地すべてを無理に農地と して残すのではなく、 冒頭の厄払い式では、 「農地を守る」こととは、 地域が一体と 本当に必 既

融公庫大阪府農業経営アド コーディネーター、 庫県のみ登録)、HACCP 次産業化プランナー 等に関する支援を手掛ける。 商品開発、人材育成、 として活動。 界を中心に経営コンサルタント 企業診断士。農業・食品関連業産地経営サポート代表。中小 事業計画策定、 日本政策金 (現在は兵 組織改善 6 新

ていきたい」と話す。 での大阪産利用拡大をすすめ 域も拡大できる。今後も給食 年利用が可能になり、 いった反響があった。 「加工食品にすることで、 府流通対策室の担当者は、 供給地 通

地域活性 じ ◇筆者の紹介 そのような人たちも一緒になっ 思しき人たちの姿も見かけた。 ると驚くことに外国人労働者と 集落ではあるが、外を歩いてい かりだったことである。田舎の 元々地元に住んでいた人たちば あった。それは、 ればなお良かったのにと思った て地域の行事に関わってもらえ



受け

た が、

ーつ

参加者が皆、 残念なことが

ブースには多彩な大阪産加工品 が並んだ